❋北海道公報

発行　北　海　道
編集　総　務　部
　　法務・法人局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385

目　　次　　ページ

規　　則

○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則……（航空課）　1
○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……（中小企業課）　1
○北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則（人材育成課）　2
○北海道農業災害融資促進規則の一部を改正する規則……（農業経営課）　2
○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則……（農業経営課）　2
○農業委員会等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……（農地調整課）　12
○農地法施行細則の一部を改正する規則……（農地調整課）　12
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……（水産経営課）　13
○北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則
……（財務指導課）　13
○北海道財務規則の一部を改正する規則……（財務指導課）　17
○農業倉庫業法施行細則を廃止する規則……（農業経営課）　17

規　　則

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第57号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第４項中「平成28年３月31日」を「平成29年３月31日」に改める。

別記第８号様式を次のように改める。

別記第８号様式（第13条関係）

立入制限区域内立入許可申請書

年　　月　　日

北海道知事　様

申請者の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）　㊞

次のとおり立入制限区域内の立入りについて、北海道空港条例施行規則第13条第１項第２号の規定による許可を受けたいので、申請します。

空　港　名		空　港			
立　入　場　所		１　着陸帯　２　滑走路　３　誘導路　４　エプロン ５　格納庫　６　その他（　　）			
目　　的					
氏　名	生年月日	住　所	所　属	立入期間	※許可証番号

注　１　※欄は、記入しないこと。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道空港条例施行規則別記第８号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道空港条例施行規則別記第８号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第58号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「第２条第１項第１号イ」を「第３条第１項第１号イ」に改め、同条第２号中「第２条第１項第１号ロ」を「第３条第１項第１号ロ」に改め、同条第３号中「第２条第１項第１号ハ」を「第３条第１項第１号ハ」に改め、同条第４号ア中「第２条第１項第２号イ」を「第３条第１項第２号イ」に改め、同号イ中「第２条第１項第２号ロ」を「第３条第１項第２号ロ」に改め、同号ウ中「第２条第１項第２号ハ」を「第３条第１項第２号ハ」に改め、同号エ及びオ中「第２条第１項第２号ニ」を「第３条第１項第２号ニ」に改め、同条第５号及び第６号中「第２条第１項第２号イ」を「第３条第１項第２号イ」に改め、同条第７号中「第２条第１項第２号ハ」を「第３条第１項第２号ハ」に、「第２条第１項第２号ホ」を「第３条第１項第２号ホ」に改め、同条第８号中「第２条第１項第３号」を「第３条第１項第３号」に改め、同条第９号中「第２条第１項第４号」を「第３条第１項第４号」に改め、同条第10号中「第２条第２項第１号」を「第３条第２項第１号」に改め、同条第11号中「第２条第２項第２号」を「第３条第２項第２号」に改め、同条第12号中「第２条第２項第１号」を「第３条第２項第１号」に改める。

第３条の３第４号イ中「第２条第１項第３号」を「第３条第１項第３号」に改め、同条第５号中「第２条第１項第２号イ」を「第３条第１項第２号イ」に改める。

別表第１無利子貸付の部⑶の項中「第２条第１項第３号」を「第３条第１項第３号」に改める。

附　則

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第59号

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

別記第３号様式一般職場適応訓練委託契約書第10条第２項及び別記第３号様式の２職場実習委託契約書第10条第２項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

附　則

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則別記第３号様式及び別記第３号様式の２の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

北海道農業災害融資促進規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第60号

北海道農業災害融資促進規則の一部を改正する規則

北海道農業災害融資促進規則（昭和40年北海道規則第103号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第２号中「農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）」を「農地所有適格法人」に改める。

附　則

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第61号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成15年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

第１条中「いう。）及び」を「いう。）、」に改め、「信用事業命令」という。）」の次に「及び農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令（平成28年厚生労働省・農林水産省令第１号。以下「組織変更省令」という。）」を加える。

第２条第３項中「中央会等」を「道区域連合会」に改め、「北海道農業協同組合中央会及び」を削り、「総称する」を「いう」に改める。

第３条中「信用事業命令」の次に「、組織変更省令」を加え、「中央会等」を「道区域連合会」に改める。

第８条第３号、第９条第３号及び第10条第３号中「議決」を「決議」に改める。

第11条中「第11条の４第１項ただし書」を「第11条の８第１項ただし書」に改める。

第12条中「第11条の５ただし書」を「第11条の９ただし書」に改める。

第13条中「第11条の７第１項」を「第11条の17第１項」に改め、同条第３号中「議決」を「決議」に改める。

第13条の２中「第11条の７第４項」を「第11条の17第４項」に改め、同条第３号中「議決」を「決議」に改める。

第14条中「第11条の23第１項」を「第11条の42第１項」に改め、「若しくは廃止」を削り、同条第３号中「議決」を「決議」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（承認を要しない信託規程の変更等の届出）

第14条の２　法第11条の42第４項の規定による信託規程の変更又は廃止の届出は、別記第11号様式の２の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

⑴　理由書

⑵　信託規程（変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表）

⑶　変更又は廃止の決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

⑷　その他参考となるべき事項を記載した書類

第15条中「第11条の26」を「第11条の45」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第16条中「第11条の29第１項」を「第11条の48第１項」に改め、「若しくは廃止」を削り、同条第３号中「議決」を「決議」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（承認を要しない宅地等供給事業実施規程の変更等の届出）

第16条の２　法第11条の48第４項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の届出は、別記第13号様式の２の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

⑴　理由書

⑵　宅地等供給事業実施規程（変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表）

⑶　変更又は廃止の決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

⑷　その他参考となるべき事項を記載した書類

第17条中「第11条の32第１項」を「第11条の51第１項」に改め、「若しくは廃止」及び「（廃止の場合にあっては、第４号に掲げるものを除く。）」を削り、同条第３号中「議決」を「決議」に改め、同条第４号中「第11条の31第３項」を「第11条の50第３項」に改める。

第18条を次のように改める。

（承認を要しない農業経営規程の変更等の届出）

第18条　法第11条の51第４項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の届出は、別記第16号様式の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

⑴　理由書

⑵　農業経営規程（変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表）

⑶　変更又は廃止の決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

⑷　その他参考となるべき事項を記載した書類

第19条中「第11条の46第２項ただし書」を「第11条の65第２項ただし書」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（理事又は経営管理委員の定数の過半数を認定農業者等とすることが困難な場合の承認申請）

第19条の２　省令第76条の２第１項第３号イ又は第２項第３号イの規定による承認の申請は、別記第17号様式の２の申請書によりしなければならない。

第20条中「第72条の12の６」を「第72条の22」に改める。

第21条第３号中「議決」を「決議」に改め、同条第４号ア中「法第49条第１項の規定により作成した財産目録及び」を「最終事業年度に係る」に改め、同条中第５号を削り、第６号を第５号とする。

第22条第３号中「議決」を「決議」に改める。

第26条第２号中「議決」を「決議」に改め、同条第４号中「法第50条の４第４項において準用する法第49条第１項の規定により作成した財産目録及び」を「最終事業年度に係る」に改める。

第29条中「第97条の２」を「第97条」に改める。

第30条第６号中「議決」を「決議」に改める。

第31条（見出しを含む。）中「議決」を「決議」に改め、同条第５号中「財産目録及び」及び「（法第10条第４項に規定する非出資組合（以下「非出資組合」という。）にあっては、財産目録）」を削る。

第32条中「第64条第４項又は第７項」を「第64条第５項又は第８項」に、「次に」を「前項第１号、第２号及び第６号に」に改め、同条各号を削り、同条を同条第３項とし、同条に第１項及び第２項として次の２項を加える。

法第64条第４項の規定による解散の届出に係る省令第208条の届出書は、別記第35号様式によるものとする。

２　前項の届出書には、省令第208条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

⑴　解散時の貸借対照表（法第10条第４項に規定する非出資組合（以下「非出資組合」という。）にあっては、財産目録）

⑵　清算人名簿

⑶　理由書

⑷　総代会において解散の決議を行った場合にあっては、法第48条の２第１項の規定による通知の状況を記載した書類

⑸　法第48条の２第２項の規定による総会の招集があった場合にあっては、次に掲げる書類

ア　当該総会までの経過を記載した書類

イ　当該総会の議事録の謄本

⑹　その他参考となるべき事項を記載した書類

第32条の次に次の２条を加える。

（事業を廃止していない旨の届出）

第32条の２　法第64条の２第１項（法第73条第４項において準用する場合を含む。）の規定による事業を廃止していない旨の届出は、別記第35号様式の２の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

⑴　当該届出を行う事業年度又はその前事業年度の事業計画を決議した総会又は総代会の

議事録の謄本

⑵　その他参考となるべき事項を記載した書類

（組合の継続の届出）

第32条の３　法第64条の３第３項の規定による組合の継続の届出に係る省令第208条の３の届出書は、別記第35号様式の３によるものとする。

２　前項の届出書には、省令第208条の３に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

⑴　総代会において組合の継続の決議を行った場合にあっては、法第64条の３第２項において準用する法第48条の２第１項の規定による通知の状況を記載した書類

⑵　法第64条の３第２項において準用する法第48条の２第２項の規定による総会の招集があった場合にあっては、次に掲げる書類

㋐　当該総会までの経過を記載した書類

㋑　当該総会の議事録の謄本

⑶　その他参考となるべき事項を記載した書類

第33条第２項第２号中「議決」を「決議」に改め、同項第４号中「法第65条第４項において準用する法第49条第１項の規定により作成した財産目録及び」を「最終事業年度に係る」に改め、同項第６号中「議決」を「決議」に改め、同項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の１号を加える。

⑾　法第65条の２第１項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う場合にあっては、次に掲げる書面

ア　合併によって消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。以下この号において同じ。）の数が合併後存続する組合の総組合員の数の５分の１（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合。以下この号において同じ。）を超えないことを証する書面

イ　合併によって消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の５分の１を超えないことを証する書面

ウ　合併後存続する組合の総組合員の６分の１以上の組合員（准組合員を除く。）から合併に反対の意思の通知が行われていないことを証する書面

第34条第３号中「議決」を「決議」に改め、同条第４号中「法第70条第２項において準用する法第65条第４項において準用する法第49条第１項の規定により作成した財産目録及び」を「最終事業年度に係る」に改め、同条第６号中「議決」を「決議」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（新設分割の認可申請）

第34条の２　法第70条の３第３項の規定による新設分割の認可の申請は、別記第37号様式の２の申請書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

⑴　理由書

⑵　新設分割の決議を行った総会、総代会、理事会又は経営管理委員会の議事録の謄本

⑶　法第70条の３第１項の規定により作成した新設分割計画

⑷　最終事業年度に係る貸借対照表

⑸　法第70条の３第５項において準用する法第49条第２項の規定による公告及び催告（同条第３項の規定により各別の催告をすることを要しない場合にあっては、公告）の手続を完了したことを証する書面

⑹　法第70条の３第５項において準用する法第50条第２項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項本文の規定による手続を完了したこと又は同項ただし書に該当することを証する書面

⑺　総代会において新設分割の決議を行った場合にあっては、法第70条の３第５項において準用する法第48条の２第１項の規定による通知の状況を記載した書類

⑻　法第70条の３第５項において準用する法第48条の２第２項の規定による総会の招集があった場合にあっては、次に掲げる書類

ア　当該総会までの経過を記載した書類

イ　当該総会の議事録の謄本

⑼　新設分割組合及び新設分割設立組合の定款

⑽　新設分割設立組合の事業計画書（別記第30号様式）

⑾　設立委員会の議事録の謄本

⑿　設立委員調書（別記第33号様式）

⒀　設立委員と新設分割設立組合の役員が同一でない場合にあっては、新設分割設立組合の役員調書（別記第33号様式）

⒁　新設分割組合の役員調書（別記第33号様式）

⒂　新設分割設立組合が法第73条の２、第77条、第81条又は第87条の規定による組織変更を計画している場合には、当該組織変更後の概要を記載した書類

⒃　法第70条の４第１項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う場合にあっては、次に掲げる書類

ア　新設分割によって新設分割設立組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の５分の１（これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないことを証する書面

イ　新設分割組合の総組合員（准組合員を除く。）の６分の１以上の組合員（准組合員を除く。）から新設分割に反対の意思の通知が行われていないことを証する書面

⒄　その他参考となるべき事項を記載した書類

第35条中「第72条の13第２項」を「第72条の29第２項」に改め、同条第３号中「議決」を「決議」に改める。

第36条中「第72条の16第４項」を「第72条の32第４項」に改める。

第37条を次のように改める。

（農事組合法人の解散の届出）

第37条　法第72条の34第２項の規定による解散の届出に係る省令第217条の３の届出書は、別記第40号様式によるものとする。

２　前項の届出書には、省令第217条の３に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

⑴　解散時の貸借対照表（法第72条の10第２項に規定する非出資農事組合法人（以下「非出資農事組合法人」という。）にあっては、財産目録）

⑵　その他参考となるべき事項を記載した書類

第38条中「第72条の18第３項」を「第72条の35第３項」に改め、同条第２号中「議決」を「決議」に改め、同条第５号中「法第73条第４項において準用する法第65条第４項において準用する法第49条第１項の規定により作成した財産目録及び」を「最終事業年度に係る」に改め、同条第６号中「第72条の12の２第１項」を「第72条の25第１項」に改める。

第39条中「第72条の18の10」を「第72条の44」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（農事組合法人の継続の届出）

第39条の２　法第73条第４項において準用する法第64条の３第３項の規定による農事組合法人の継続の届出に係る省令第217条の５第３項において準用する省令第208条の３の届出書は、別記第42号様式の２によるものとする。

第40条を次のように改める。

（株式会社等への組織変更の届出）

第40条　法第73条の10（法第80条において準用する場合を含む。）の規定による組織変更の届出に係る省令第223条の届出書は、別記第43号様式によるものとする。

２　前項の届出書には、省令第223条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

⑴　最終事業年度に係る貸借対照表（非出資組合又は非出資農事組合法人にあっては、財産目録）

⑵　総代会において解散の決議を行った場合にあっては、法第73条の３第６項又は第80条において準用する法第48条の２第１項の規定による通知の状況を記載した書類

⑶　法第73条の３第６項又は第80条において準用する法第48条の２第２項の規定による総会の招集があった場合にあっては、次に掲げる書類

ア　当該総会までの経過を記載した書類

イ　当該総会の議事録の謄本

⑷　その他参考となるべき事項を記載した書類

第41条第１項中「第97条の２」を「第97条」に改め、同条第２項中「第72条の12の８第３号」を「第72条の24第３号」に改める。

第43条第１項中「中央会等」を「道区域連合会」に、「第98条第11項」を「第98条第15項」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　法第94条第７項の身分を示す証明書は、別記第47号様式とする。

第44条（見出しを含む。）中「議決」を「決議」に改める。

第44条の２中「第97条の２第１号」を「第97条第１号」に改める。

第44条の３中「第97条の２第３号から第５号」を「第97条第３号から第５号」に改め、同条を第44条の４とし、第44条の２の次に次の１条を加える。

（身分を示す証票）

第44条の３　法第11条の25第２項において準用する保険業法（平成７年法律第105号）第311条第１項の身分を示す証票は、別記第49号様式の２とする。

第45条中「信用事業命令」の次に「、組織変更省令」を加える。

別記第５号様式の添付書類３の事項、別記第６号様式の添付書類３の事項及び別記第７号様式の添付書類３の事項中「議決」を「決議」に改める。

別記第８号様式中「第11条の４第１項ただし書」を「第11条の８第１項ただし書」に改める。

別記第９号様式中「第11条の５」を「第11条の９」に改める。

別記第10号様式中「第11条の７第１項」を「第11条の17第１項」に改め、同様式の添付書類３の事項中「議決」を「決議」に改める。

別記第10号様式の２中「第11条の７第４項」を「第11条の17第４項」に改め、同様式の添付書類３の事項中「議決」を「決議」に改める。

別記第11号様式中「信託規程設定（変更、廃止）承認申請書」を「信託規程設定（変更）承認申請書」に、「、廃止）したい」を「）したい」に、「第11条の23第１項」を「第11条の42第１項」に改め、同様式の添付書類３の事項中「、廃止」を削り、「議決」を「決議」に改め、同様式の次に次の１様式を加える。

別記第11号様式の２（第14条の２関係）

信託規程変更（廃止）届出書

年　月　日

北海道知事　様

（　　総合振興局長、　　振興局長）

所 在 地

組 合 名

代表理事　氏　　名㊞

（合併に伴う届出の場合は、設立委員会の事務所の所在地及び名称並びに設立委員長の氏名）

信託規程を変更（廃止）したので、農業協同組合法第11条の42第４項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

１　理由書

２　信託規程（変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表）

３　変更（廃止）の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本

４　その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第12号様式中「第11条の26」を「第11条の45」に改める。

別記第13号様式中「宅地等供給事業実施規程設定（変更、廃止）承認申請書」を「宅地等供給事業実施規程設定（変更）承認申請書」に、「、廃止）したい」を「）したい」に、「第11条の29第１項」を「第11条の48第１項」に改め、同様式の添付書類３の事項中「、廃止」を削り、「議決」を「決議」に改め、同様式の次に次の１様式を加える。

別記第13号様式の２（第16条の２関係）

宅地等供給事業実施規程変更（廃止）届出書

年　月　日

北海道知事　様

（　総合振興局長、　振興局長）

所在地

組合名

代表理事　氏　　名㊞

（合併に伴う届出の場合は、設立委員会の事務所の所在地及び名称並びに設立委員長の氏名）

宅地等供給事業実施規程を変更（廃止）したので、農業協同組合法第11条の48第４項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

１　理由書

２　宅地等供給事業実施規程（変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表）

３　変更（廃止）の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本

４　その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第14号様式中「農業経営規程設定（変更、廃止）承認申請書」を「農業経営規程設定（変更）承認申請書」に、「、廃止）したい」を「）したい」に、「第11条の32第１項」を「第11条の51第１項」に改め、同様式の添付書類３の事項中「、廃止」を削り、「議決」を「決議」に改め、同様式の注の事項を削る。

別記第15号様式中「農業の経営を行うことについての農業協同組合法第11条の31第３項の同意に関する証明書」を「農業の経営を行うことについての農業協同組合法第11条の50第３項の同意に関する証明書」に、「第11条の31第３項の同意を」を「第11条の50第３項の同意を」に改め、同様式の注１の事項中「議決」を「決議」に改める。

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式（第18条関係）

農業経営規程変更（廃止）届出書

年　月　日

北海道知事　様

（　総合振興局長、　振興局長）

所在地

組合名

代表理事　氏　　名㊞

（合併に伴う届出の場合は、設立委員会の事務所の所在地及び名称並びに設立委員長の氏名）

農業経営規程を変更（廃止）したので、農業協同組合法第11条の51第４項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

１　理由書

２　農業経営規程（変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表）

３　変更（廃止）の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本

４　その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第17号様式中「第11条の46第２項ただし書」を「第11条の65第２項ただし書」に改め、同様式の次に次の１様式を加える。

別記第17号様式の２（第19条の２関係）

理事（経営管理委員）の特例に関する承認申請書

年　月　日

北海道知事　様

（　総合振興局長、　振興局長）

所在地

組合名

代表理事　氏　　名㊞

理事（経営管理委員）のうち認定農業者等の数を　　人としたいので、農業協同組合法施行規則第76条の２第１項第３号イ（第２項第３号イ）の規定により、申請します。

記

１　正組合員である認定農業者の数に関する調査の結果

⑴　理事（経営管理委員）の定数　　人

⑵　正組合員である認定農業者数　　人

２　正組合員である認定農業者の数に関する調査の方法

３　選挙又は選任が困難な場合に該当する理由

別記第18号様式中「第72条の12の６」を「第72条の22」に改める。

別記第19号様式の添付書類３の事項中「議決」を「決議」に改め、同様式の添付書類４の事項中「変更の議決を行った日から２週間以内に作成した財産目録及び」を「最終事業年度に係る」に改め、同様式の添付書類中７の事項を削り、８の事項を７の事項とし、同様式の注の事項中「４から６まで」を「５及び６」に、「出資組合」を「、出資組合」に、「減少させるため」を「減少させるための」に改め、「、７に掲げる書類は農業協同組合連合会がその地区を地区とする他の農業協同組合連合会が現に行っている事業を新たに行うための変更の場合」を削る。

別記第20号様式の添付書類３の事項中「議決」を「決議」に改める。

別記第21号様式の添付書面２の事項中「議決」を「決議」に改め、同様式の添付書面４の事項中「譲渡の議決を行った日から２週間以内に作成した財産目録及び」を「最終事業年度に係る」に改める。

別記第22号様式の添付書面２の事項中「議決」を「決議」に改め、同様式の添付書面４の事項中「譲受けの議決を行った日から２週間以内に作成した財産目録及び」を「最終事業年度に係る」に改める。

別記第24号様式の添付書類２の事項中「議決」を「決議」に改め、同様式の添付書類４の事項中「譲渡又は移転の議決を行った日から２週間以内に作成した財産目録及び」を「最終事業年度に係る」に改める。

別記第28号様式中「第97条の２」を「第97条」に改める。

別記第29号様式の添付書類７の事項中「議決」を「決議」に改める。

別記第30号様式中「第33条」の次に「、第34条の２」を加え、同様式２⑵の事項の注１の事項中「第30条の２第４項」を「第30条の２第５項」に改める。

別記第31号様式中「議決事項」を「決議事項」に、「より議決」を「より決議」に改める。

別記第32号様式の注の事項中「第30条の２第４項」を「第30条の２第５項」に改める。

別記第33号様式中「第33条」の次に「、第34条の２」を加える。

別記第34号様式中「解散議決認可申請書」を「解散決議認可申請書」に改め、同様式の添付書類２の事項中「議決」を「決議」に改め、同様式の添付書類３の事項中「議決内容」を「決議内容」に改め、同様式の添付書類５の事項中「財産目録及び」及び「（非出資組合にあっては、財産目録）」を削り、同様式の注の事項中「議決」を「決議」に改める。

別記第35号様式中「第64条第４項（第７項）」を「第64条第４項（第５項、第８項）」に、

「　１　解散時の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）
　　２　清算人名簿
　　３　その他参考となるべき事項を記載した書類　　」

を

「　１　解散時の貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）
　　２　清算人名簿
　　３　解散の決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
　　４　解散の登記に係る登記事項証明書
　　５　理由書
　　６　総代会の決議内容の正組合員への通知状況を記載した書類
　　７　正組合員の請求により招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
　　８　その他参考となるべき事項を記載した書類

注１　３から７までに掲げる書類は、総会（総代会）の決議により解散する場合に限り、添付すること。

注２　６に掲げる書類は総代会において解散の決議を行った場合、７に掲げる書類は正組合員の請求により総会が招集された場合に限り、添付すること。　　」

に改め、同様式の次に次の２様式を加える。

別記第35号様式の２（第32条の２関係）

事業を廃止していない旨の届出書

年　月　日

北海道知事　様

（　　総合振興局長、　　振興局長）

主たる事務所の所在地

名　　称

代表理事　住　　所

氏　　名㊞

（代理人による届出の場合にあっては、代理人の住所及び氏名）

農業協同組合法（第73条第４項において準用する同法）第64条の２第１項の規定により、　　年　　月　　日に公告されたことについて、事業を廃止していない旨、届け出ます。

（添付書類）

１　届出を行う事業年度又はその前事業年度の事業計画を決議した総会又は総代会の議事録の謄本

２　その他参考となるべき事項を記載した書類

注　代理人による届出の場合にあっては、その権限を証する書面を添付すること。

別記第35号様式の３（第32条の３関係）

事業継続届出書

年　月　日

北海道知事　様

（　　総合振興局長、　　振興局長）

所在地

名　　称

代表理事　氏　　名㊞

農業協同組合（　　農業協同組合連合会）は、　　年　　月　　日付けで解散しましたが、農業協同組合法第64条の３第１項の規定により事業を継続することとしたので、同法第64条の３第３項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

１　継続を決議した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

２　継続の登記に係る登記事項証明書

３　総代会の決議内容の正組合員への通知状況を記載した書類

４　正組合員の請求により招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

５　その他参考となるべき事項を記載した書類

注　３に掲げる書類は総代会において解散の決議を行った場合、４に掲げる書類は正組合員の請求により総会が招集された場合に限り、添付すること。

別記第36号様式その１の添付書面２の事項中「議決」を「決議」に改め、「総代会」の次に「、理事会、経営管理委員会」を加え、同様式その１の添付書面４の事項中「合併の議決を行った日から２週間以内に作成した財産目録及び」を「最終事業年度に係る」に改め、同様式その１の添付書面７の事項中「議決内容」を「決議内容」に改め、同様式その１の添付書面中21の事項を24の事項とし、20の事項の次に次の３事項を加える。

21　合併によって消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。）の数が合併後存続する組合の総組合員の数の５分の１（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないことを証する書面

22　合併によって消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の５分の１（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないことを証する書面

23　合併後存続する組合の総組合員の６分の１以上の組合員（准組合員を除く。）が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面

別記第36号様式その１の注２の事項中「議決」を「決議」に改め、同様式その１の注５の事項の次に次の１事項を加える。

注６　21から23までに掲げる書面は、総会の決議を経ない合併の場合に限り、添付すること。

別記第36号様式その２の添付書面２の事項中「議決」を「決議」に改め、同様式その２の添付書面４の事項中「合併の議決を行った日から２週間以内に作成した財産目録及び」を「最終事業年度に係る」に改め、同様式その２の添付書面７の事項中「議決内容」を「決議内容」に改め、同様式その２の添付書面中18の事項を21の事項とし、17の事項の次に次の３事項を加える。

18　合併によって消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。）の数が合併後存続する組合の総組合員の数の５分の１（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないことを証する書面

19　合併によって消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の５分の１（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないことを証する書面

20　合併後存続する組合の総組合員の６分の１以上の組合員（准組合員を除く。）が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面

別記第36号様式その２の注２の事項中「議決」を「決議」に改め、同様式その２の注４の事項の次に次の１事項を加える。

注５　18から20までに掲げる書面は、総会の決議を経ない合併の場合に限り、添付すること。

別記第37号様式の添付書類３の事項中「議決」を「決議」に改め、同様式の添付書類４の

事項中「権利義務の承継の議決を行った日から２週間以内に作成した財産目録及び」を「最終事業年度に係る」に改め、同様式の添付書類８の事項中「議決内容」を「決議内容」に改め、同様式の注２の事項中「議決」を「決議」に改め、同様式の次に次の１様式を加える。

別記第37号様式の２（第34条の２関係）

新設分割認可申請書

年　月　日

北海道知事　様

（　　総合振興局長、　　振興局長）

新設分割組合
所 在 地
組 合 名
代表理事　氏　　名㊞

新設分割設立組合
所 在 地
組 合 名
代表理事　氏　　名㊞

農業協同組合（農業協同組合連合会）は、新設分割により　　農業協同組合（農業協同組合連合会）を設立したいので、農業協同組合法第70条の３第３項の規定により、申請します。

（添付書類）

１　理由書
２　新設分割の決議を行った総会（総代会、理事会、経営管理委員会）の議事録の謄本
３　新設分割計画
４　最終事業年度に係る貸借対照表
５　債権者に対する公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）の手続を完了したことを証する書面
６　債権者の異議の申出により、弁済し、担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面（新設分割をしても異議を述べた債権者を害するおそれがないことを証する書面）
７　総代会の決議内容の正組合員への通知状況を記載した書類
８　正組合員の請求により招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
９　新設分割組合及び新設分割設立組合の定款
10　新設分割設立組合の事業計画書
11　設立委員会の議事録の謄本
12　設立委員調書
13　新設分割設立組合の役員調書
14　新設分割組合の役員調書
15　事務所の位置を記載した書類
16　新設分割組合の単体自己資本比率の見込みを記載した書類
17　組織変更後の概要を記載した書類
18　新設分割によって新設分割設立組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の５分の１（これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないことを証する書面
19　新設分割組合員の総組合員（准組合員を除く。）の６分の１以上の組合員（准組合員を除く。）が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
20　その他参考となるべき事項を記載した書類

注１　７に掲げる書類は総代会において新設分割の決議を行った場合、８に掲げる書類は正組合員の請求により総会が招集された場合に限り、添付すること。
注２　13に掲げる書類は、設立委員と新設分割設立組合の役員が同一である場合は添付することを要しない。
注３　15及び16に掲げる書類は、新設分割組合が農業協同組合法第10条第１項第３号の事業を行う組合である場合に限り、添付すること。
注４　17に掲げる書類は、新設分割設立組合が他の法人形態への組織変更を計画している場合に限り、添付すること。
注５　18及び19に掲げる書面は、総会の決議を経ない新設分割の場合に限り、添付すること。

別記第38号様式中「第72条の13第２項」を「第72条の29第２項」に改め、同様式の添付書類３の事項中「議決」を「決議」に改める。

別記第39号様式中「第72条の16第４項」を「第72条の32第４項」に改める。

別記第40号様式中「第72条の17第２項」を「第72条の34第２項」に、

「　１　解散の議決を行った総会の日から２週間以内に作成した財産目録及び貸借対照表（非出資農事組合法人にあっては、財産目録）
２　その他参考となるべき事項を記載した書類　」

を

「　1　解散の登記に係る登記事項証明書
　2　解散の決議を行った総会の議事録の謄本
　3　解散時の貸借対照表（非出資農事組合法人にあっては、財産目録）
　4　その他参考となるべき事項を記載した書類

　注　2に掲げる書類は、総会の決議により解散した場合に限り、添付すること。」

に改める。

　別記第41号様式中「第72条の18第３項」を「第72条の35第３項」に改め、同様式の添付書類４の事項中「議決」を「決議」に改め、同様式の添付書類７の事項中「合併の議決を行った総会の日から２週間以内に作成した財産目録及び」を「最終事業年度に係る」に改める。

　別記第42号様式中「第72条の18の10」を「第72条の44」に改め、同様式の次に次の１様式を加える。

別記第42号様式の２（第39条の２関係）

事業継続届出書

年　月　日

北海道知事　様

（　総合振興局長、　振興局長）

所在地
名　称
代表者　氏　　名印

　農事組合法人　　は、　年　月　日付けで解散しましたが、農業協同組合法第73条第４項において準用する同法第64条の３第１項の規定により事業を継続することとしたので、同法第73条第４項において準用する同法第64条の３第３項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

　1　継続を決議した総会の議事録の謄本又は抄本
　2　継続の登記に係る登記事項証明書
　3　その他参考となるべき事項を記載した書類

　別記第43号様式を次のように改める。

別記第43号様式（第40条関係）

組織変更届出書

年　月　日

北海道知事　様

（　総合振興局長、　振興局長）

所在地
会社名
代表理事　氏　　名印

　農業協同組合（　　農業協同組合連合会、農事組合法人　　）は、年　月　日株式会社（一般社団法人）に組織変更したので、農業協同組合法（第80条において準用する同法）第73条の10の規定により、届け出ます。

（添付書類）

　1　組織変更計画
　2　組織変更計画を承認した総会又は総代会の議事録の謄本
　3　組織変更の登記に係る登記事項証明書
　4　最終事業年度に係る貸借対照表（非出資組合及び非出資農事組合法人にあっては、財産目録）
　5　総代会の決議内容の正組合員への通知状況を記載した書類
　6　正組合員の請求により招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
　7　その他参考となるべき事項を記載した書類

注１　５及び６に掲げる書類は、農業協同組合又は農業協同組合連合会の組織変更の場合に限り、添付すること。
注２　５に掲げる書類は総代会において解散の決議を行った場合、６に掲げる書類は正組合員からの請求により総会が招集された場合に限り、添付すること。

　別記第44号様式中「第97条の２」を「第97条」に改める。

　別記第45号様式中「第72条の12の８第３号」を「第72条の24第３号」に改める。

　別記第47号様式を次のように改める。

別記第47号様式（第43条関係）

（表）

第　号

身分証明書

所属
職名
氏名

年　月　日生

この証明書を携帯する者は、農業協同組合法第94条第１項から第５項までの規定による検査をする職員であることを証明します。

年　　月　　日

北海道知事　印

（裏）

農業協同組合法（抜粋）

第94条　組合員がその総数の10分の１以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

２　行政庁は、組合又は農事組合法人の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程に違反する疑いがあると認めるときは、いつでも、当該組合又は農事組合法人の業務又は会計の状況を検査することができる。

３　行政庁は、第10条第１項第３号又は第10号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

４　行政庁は、第10条第１項第３号若しくは第10号の事業を行う組合又は都道府県の区域若しくはこれを超える区域を地区とする組合の業務又は会計の状況につき、毎年１回を常例として検査をしなければならない。

５　行政庁は、前各項の規定により組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等、信用事業受託者又は共済代理店の業務又は会計の状況を検査することができる。

６　略

７　第１項から第５項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

農業協同組合法施行細則（抜粋）

（業務又は会計の状況の検査の実施）

第43条　法第94条第１項から第５項までの規定による組合及び農事組合法人並びに道区域連合会の業務又は会計の状況の検査（道区域連合会にあっては、法第98条第15項の規定により知事が行うこととされた検査に限る。）は、知事の職員をして実施させるものとする。

２　略

別記第49号様式中「第97条の２」を「第97条」に改め、同様式の次に次の１様式を加える。

別記第49号様式の２（第44条の３関係）

（表）

第　　号

証　　票

所属

職名

氏名

年　　月　　日生

この証票を携帯する者は、農業協同組合法第11条の25第１項において準用する保険業法第305条の規定による立入検査をする職員であることを証明します。

年　　月　　日

北海道知事　印

（裏）

保険業法（抜粋）

（立入検査等）

第305条　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険募集人又は保険仲立人に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（検査職員の証票の携帯及び提示等）

第311条　（中略）第305条又は第308条の21の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

２　略

農業協同組合法（抜粋）

第11条の25　共済代理店については、保険業法第303条から第306条まで及び第307条第１項（第３号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において（中略）同法第305条及び第306条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と（中略）読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

２　前項において準用する保険業法第305条の規定による立入り、質問又は検査をする職員については、同法第311条の規定を準用する。

別記第50号様式中「（第44条の３関係）」を「（第44条の４関係）」に、「第97条の２」を

「第97条」に改める

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第８条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法の施行の日前に議決された出資一口の金額の減少等（同条に規定する出資一口の金額の減少等をいう。）に係る定款変更、信用事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け、共済事業の全部の譲渡若しくは共済契約の全部の移転、合併、権利義務の承継又は解散に係る手続については、この規則による改正後の農業協同組合法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　存続都道府県中央会（改正法附則第12条に規定する存続都道府県中央会をいう。以下この項において同じ。）については、この規則による改正前の農業協同組合法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第２条第３項、第３条、第43条及び別記第47号様式の規定は、存続都道府県中央会が解散した場合又は改正法附則第27条第１項の規定により解散したものとみなされた場合にあってはその清算結了の登記の時、改正法附則第12条の規定により組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

4　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

農業委員会等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第62号

農業委員会等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

農業委員会等に関する法律施行細則（昭和29年北海道規則第90号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２条第３項の」の次に「規定により」を加え、同条第２号中「農家数」を「農業者の数」に改める。

附　則

この規則は、平成28年４月１日から施行する。ただし、第１条の改正規定（同条第２号に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

農地法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第63号

農地法施行細則の一部を改正する規則

農地法施行細則（昭和45年北海道規則第137号）の一部を次のように改正する。

第１条中「昭和27年農林水産省令第79号」を「昭和27年農林省令第79号」に改める。

第２条第１項中「政令第７条第１項」を「同条第２項」に改め、同条第２項中「政令第７条第２項」を「法第４条第３項」に改める。

第３条第１項中「政令第15条第１項」を「同条第３項において準用する法第４条第２項」に改め、同条第２項中「政令第15条第２項」を「法第５条第３項」に、「政令第７条第２項」を「法第４条第３項」に改める。

第４条第１項中「第27条第１項」を「第20条第１項」に改め、同条第２項中「第27条第２項において準用する政令第７条第２項」を「第20条第２項」に改める。

第10条中「政令第７条第１項、第15条第１項及び第27条第１項」を「法第４条第２項（法第５条第３項において準用する場合を含む。）及び政令第20条第１項」に改める。

別記第２号様式中「振興地域外・市街化調整区域内」を「振興地域外」に、

「

総　　合　　意　　見	

」

を

「

都道府県機構の意見聴取内容	
総　　合　　意　　見	

」

に改める。

別記第４号様式８の事項中「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改める。

別記第５号様式中

「

賃貸人の自作相当（３号該当）	賃借人の相当の生活の維持が困難とならないか。賃貸人は第三者に賃貸又は売却するおそれはないか	
	賃貸人は自作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの努力、技術及び施設を有するか	

を

」

「

賃貸人の耕作相当（３号該当）	賃借人の相当の生活の維持が困難とならないか。賃貸人は第三者に賃貸し、又は売却するおそれはないか	
	賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの能力、技術及び施設を有するか	
農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告（４号該当）		

に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に、「４号該当」を「５号該当」に、「５号該当」を「６号該当」に改める。

」

別記第10号様式中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は指定市町村の長」に、「、日没までの間でなければならない」を「日没までの間でなければしてはならない」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成28年４月１日から施行する。ただし、第１条の改正規定、別記第２号様式の改正規定（「振興地域外・市街化調整区域内」を「振興地域外」に改める部分に限る。）、別記第４号様式８の事項の改正規定、別記第５号様式の改正規定（「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める部分を除く。）及び別記第10号様式の改正規定（「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は指定市町村の長」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の農地法施行細則（次項において「改正前の規則」という。）別記第10号様式による身分証明書は、この規則による改正後の農地法施行細則（同項において「改正後の規則」という。）別記第10号様式による身分証明書とみなす。

3　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第64号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表第１号中「年1.25パーセント」を「年1.3パーセント」に、「年1.05パーセント」を「年1.1パーセント」に改め、同表第３号及び第４号中「年1.25パーセント」を「年1.3パーセント」に、「年1.05パーセント」を「年1.1パーセント」に、「年0.5パーセント」を「年0.6パーセント」に改め、同表第５号及び第６号中「年1.25パーセント」を「年1.3パーセント」に、「年1.05パーセント」を「年1.1パーセント」に改め、同表第７号中「年1.25パーセント」を「年1.3パーセント」に、「年0.5パーセント」を「年0.6パーセント」に改め、同表第８号中「年1.25パーセント」を「年1.3パーセント」に、「年1.05パーセント」を「年1.1パーセント」に、「年0.5パーセント」を「年0.6パーセント」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成28年２月19日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第65号

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則（昭和35年北海道規則第100号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「第３項」を「第４項」に改め、同条第２項中「収入金の徴収に係る法第15条第４項」を「法第15条の２の２」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　法第15条の２第７項の規定の例による申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める通知は、別記第13号様式の２によってするものとする。

第10条中「第15条の２第２項」を「第15条の２の３第２項」に改める。

第11条中「収入金の徴収に係る」を削る。

第12条を次のように改める。

（換価の猶予の手続等）

第12条　第９条第１項の規定は、法第15条の６第１項の規定の例による換価の猶予又は同条第３項において準用する法第15条第４項の規定の例による換価の猶予をした期間の延長の申請について準用する。

２　第９条第２項の規定は、法第15条の６の２第３項において準用する法第15条の２第７項の規定の例による申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める通知について準用する。

３　第９条第３項の規定は、法第15条の５の２第３項において準用する法第15条の２の２第１項及び法第15条の６の２第３項において準用する法第15条の２の２の規定の例による換価の猶予の通知について準用する。

４　前条の規定は、法第15条の５の３第２項及び第15条の６の３第２項において準用する法第15条の３第３項の規定の例による換価の猶予の取消しの通知について準用する。

第14条の次に次の１条を加える。

（担保提供書等）

第14条の２　法第16条第１項の規定の例により担保を提供する収入金の滞納者は、別記第22号様式の２の担保提供書を知事又は当該部局長に提出しなければならない。

２　知事又は部局長は、法第16条第１項の規定の例により提供を受けた担保を解除した場合には、その旨を収入金の滞納者に対して別記第22号様式の３によって通知するものとする。

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式（第９条関係）

徴収換価猶予（期間延長）申請書　（税外）

納付義務者		住所（所在地）					氏名（名称）		
納付すべき収入金	年度	期別	科目	金額	延滞金	滞納処分費	小計	指定納期限	徴収換価の猶予（期間延長）を受けようとする理由
				円	条例による金額 円	法律による金額 円	円	年月日	
					条例による金額 円	法律による金額 円		年月日	
					条例による金額 円	法律による金額 円		年月日	
					条例による金額 円	法律による金額 円		年月日	
上記のうち、猶予を受けようとする金額					条例による金額 円	法律による金額 円			
猶予を受けようとする期間	年　月　日から　年　月　日まで								

納付内訳	納付期日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	計
	納付金額（円）									

担保	担保財産				保証担保		その他
	種類	数量	価格	所在	氏名	住所（居所）	

上記のとおり、徴収換価猶予（期間延長）の許可を申請します。

年　月　日

申請者　住所（所在地）

氏名（名　称）　㊞

北海道知事（部局長）様

※確認欄	確認区分	事実	確認者職氏名印
	事実により確認した場合		
	証明書により確認した場合		

注　１　提供する担保が国債等である場合には「供託書正本」又は「登録済通知書（登録済証）」を、土地、各種財団又は保険に付した建物、自動車等である場合には「抵当権を設定するために必要な書類」を、保証人の保証である場合には「保証書」を添付すること。

２　「徴収換価猶予（期間延長）を受けようとする理由」欄には、徴収猶予（地方税法第15条第１項の規定の例によるものに限る。）申請の場合は同項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき収入金を一時に納付することができない事情の詳細を、徴収猶予の期間延長（地方税法第15条第４項の規定の例によるものに限る。）申請の場合は徴収猶予を受けた期間内に当該徴収猶予を受けた金額を納付することができないやむを得ない理由を、換価猶予申請の場合は収入金を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細を、換価猶予の期間延長申請の場合は換価猶予を受けた期間内に当該換価猶予を受けた金額を納付することができないやむを得ない理由を記載すること。

３　※印欄は、記載しないこと。

4　徴収猶予申請のときは「換価」を、換価猶予申請のときは「徴収」を消すこと。

5　徴収猶予申請又は換価猶予申請のときは、「（期間延長）」を消すこと。

別記第13号様式の次に次の１様式を加える。

別記第13号様式の２（第９条関係）

徴収
換価猶予（期間延長）申請書等の補正通知書

納付義務者	住所（所在地）	
	氏名（名　称）	
通知の理由		

年　月　日に申請のあった徴収
換価猶予（期間延長）については、上記理由により審査できませんので、この通知の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしてください。

なお、当該期間内に申請書の訂正等がなされなかった場合は、当該期間を経過した日に、当該申請を取り下げたものとみなします。

年　月　日

北海道知事（部局長）　印

（納付義務者）　様

摘要　不要文字を消して使用すること。

別記第14号様式その１を次のように改める。

その１

徴収
換価猶予（期間延長）通知書

税外

納付義務者	住所(所在地)		氏名（名称）		承認番号	第　号

徴収換価の猶予をした収入	年度	期別	科目	金額	延滞金	滞納処分費	小計
				円	条例による金額　円	法律による金額　円	円
					条例による金額　円	法律による金額　円	
					条例による金額　円	法律による金額　円	
					条例による金額　円	法律による金額　円	
					条例による金額　円	法律による金額　円	
	計			円並びに上記の条例及び法律による金額			

金										
猶予期間	年　月　日から　年　月　日まで									
納付内訳	納付期日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	適要
	納付金額（円）									

担保	担保財産			保証担保		その他
	種類	数量	所在	氏名	住所（居所）	

上記のとおり、徴収
換価猶予（期間延長）をしましたから、通知します。

なお、これにより納めないときは、この猶予を取り消し、滞納処分をすることになりますから、注意してください。

年　月　日

北海道知事（部局長）　印

（納付義務者）様

注意１　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、知事に審査請求をすることができます。

２　この処分について不服がある場合には、１の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は　地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

３　この処分については、１の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の３第９項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

注　不要文字を消して使用すること。

別記第14号様式その２中「徴収猶予（の期間延長）」及び「徴収の猶予（の期間の延長）」を「徴収
換価猶予（期間延長）」に改め、同様式その２末尾欄外注意１の事項中「30日」

を「３月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同注意２の事項及び３の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第22号様式の次に次の２様式を加える。

別記第22号様式の２（第14条の２関係）

担　保　提　供　書

納付義務者	住所（所在地）		氏名(名称)	

猶予に係る収入金	年度	期別	科目	金額	延滞金	滞納処分費	小計	摘要
				円	条例による金額 円	法律による金額 円	円	
					条例による金額 円	法律による金額 円		
					条例による金額 円	法律による金額 円		
					条例による金額 円	法律による金額 円		
					条例による金額 円	法律による金額 円		
	合計	円並びに上記の条例及び法律による金額						

次の担保を上記収入金の徴収換価の猶予を受けるため提供します。

年　月　日

北海道知事（部局長）　様

納付義務者
住　所（所在地）
氏　名（名　称）　㊞

担保の表示		種類	数量	所在地	摘要(所有者の氏名)
	不動産等				
	保証人の保証	住所（居所）		氏名（名称及び代表者氏名）	摘要（職業）

上記の担保提供に同意します。

所有者　住　所（所在地）
　　氏　名（名称及び代表者氏名）　㊞

注　１　提供する担保が国債等である場合には「供託書正本」又は「登録済通知書（登録済証）」を、土地、各種財団又は保険に付した建物、自動車等である場合には「抵当権を設定するために必要な書類」を、保証人の保証である場合には「保証書」を添付すること。

２　不要文字を消して使用すること。

別記第22号様式の３（第14条の２関係）

担保解除通知書

納付義務者	住所（所在地）	
	氏名（名　称）	

解除した担保		種類	数量	所在	摘要
	不動産等				
		住所（居所）	氏名（名称及び代表者氏名）		摘要
	保証人の保証				

解除の理由	
担保されていた収入金等の内訳	

上記のとおり、先に提供のあった担保について、これを解除しましたので通知します。

年　月　日

北海道知事（部局長）　印

（納付義務者）　様

摘要　この通知書は、関係機関に抵当権の設定の解除を嘱託する場合の添付用にも使用するものであること。

附　則

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第66号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第175条第１項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の北海道財務規則第175条第１項の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

（北海道建設工事執行規則の一部改正）

３　北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

別記建設工事請負標準契約書式第33条第６項、第41条第２項及び第３項並びに第46条第３項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

（北海道建設工事執行規則の一部改正に伴う経過措置）

４　附則第２項の規定は、前項の規定による北海道建設工事執行規則の一部改正に伴う経過措置について準用する。

農業倉庫業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第67号

農業倉庫業法施行細則を廃止する規則

農業倉庫業法施行細則（昭和24年北海道規則第60号）は、廃止する。

附　則

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

２　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第46条第１項に規定する旧農業倉庫業者等については、同項に規定する適用日の前日までの間は、この規則による廃止前の農業倉庫業法施行細則の規定は、なおその効力を有する。